令和4年10月支給分(6月~9月支給分)から児童手当制度が一部変更になります

■現況届の提出が原則不要になります

令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。

児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。

ただし、以下1~4の方は現況届の提出が必要です。例年通り現況届を送付しますので、6月1日以降にご提出をお願いします。

現況届の提出が必要な方

- 1. 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 2. 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 3. 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- 4. その他 状況を確認する必要がある方

■変更事項があった方は届出が必要です

- ・市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき(国外転出入を含む)
- ・婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき(受給者が婚姻をし、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も、申立書が必要です。)
 - ・離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 - ・児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
 - ・厚生年金→国民年金等、受給者の加入する年金が変わったとき (転職等を行っても、年金の種類が変わらなければお届出は不要です。)
 - ・受給者や配偶者が公務員になったとき
 - ※必要な届出が遅れ過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただくことになります。

■所得が基準額以上の世帯は、特例給付が受けられなくなります

令和4年10月支給分(6~9月分)から、児童を養育している方の所得が以下表の「B:所得上限額」以上の場合、児童手当等は支給されません。<u>※児童手当等が支給されなくなったあとに、所得が「B:所</u>得上限額」を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

	A:所得制限額		B:所得上限額 ※2	
扶養親族等の人数 ※1 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1, 124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1, 162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1, 200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1, 002	1,010	1, 238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1, 040	1, 048	1, 276

^{※1} 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

^{※2 「}収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除 等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。